

公益財団法人 高橋産業経済研究財団

役員及び評議員の報酬等
並びに費用に関する規程

改定 1. 平成 27 年 6 月 18 日

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高橋産業経済研究財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。なお、理事会に直属する内部組織として設置された委員会の委員についてもこの規程を準用する。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、最低でも週3日以上出勤している役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条及び第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。
- (7) この法人の主催する会議とは、この法人が指定する場所で開催する通常理事会、臨時理事会、定時評議員会及び臨時評議員会をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として、次の報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、次の報酬等を支給する。
 - ① 報酬は、年額をもって定め、その12分の1を月額報酬とする。
 - ② 役員賞与は支給しない。
 - ③ 常勤役員の退任に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員には、次の報酬等を支給する。
 - ① 月額報酬
 - ② 前条第7号に規定する会議に出席した場合。
 - ③ この法人の職務遂行のために、この法人の指定する場所においてその職務を執行した場合には、別表第4に従い時間当たりの報酬を支給する。
 - ④ 役員の退任に当たっては、当該役員の任期に応じ退任慰労記念品相当額を支給する。

(3) 評議員には、定款 13 条に定める金額の範囲内で、次の報酬等を支給する。

- ① 月額報酬
- ② 前条第 7 号に規定する会議に出席した場合。
- ③ この法人の職務遂行のために、この法人の指定する場所においてその職務を執行した場合には、別表第 4 に従い時間当たりの報酬を支給する。
- ④ 評議員の退任に当たっては、当該評議員の任期に応じ退任慰労記念品相当額を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の常勤役員の年額報酬は、別表第 1 「常勤役員の年額報酬」のとおりとし、各々の役員の報酬は、その職務、資格、出勤日数等を勘案して、理事については理事会の承認を得て定めるものとし、監事については監事の協議によって定めるものとする。

2 非常勤役員に対する報酬は、別表第 2 「非常勤役員の月額報酬」に定める定額とする。

3 各評議員の報酬は、別表第 3 「評議員の月額報酬」に定める定額とする。

4 非常勤役員及び評議員が、この法人の職務遂行のために、第 2 条第 7 号に定める会議に出席した場合、及び第 3 条第 2 号第 3 号の職務を執行した場合の報酬は、別表第 4 「非常勤役員及び評議員の職務執行による報酬」に定める額とする。

5 常勤役員に対する退職手当は、別途「常勤理事退職金支給規程」に定める算式により算出される額とする。

6 非常勤役員及び評議員に対する退職手当は、別途「非常勤役員、評議員の退任記念品相当額支給規程」に定める額とする。

7 各委員会の委員に対する報酬は、別表第 4 「非常勤役員及び評議員の職務執行による報酬」の第(2)項に定める額とする。

(報酬の支給日)

第 5 条 常勤役員の報酬は、月額をもって毎月一定の定まった日（25日）に支給するものとする。ただし、当該支給日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員にあつて前条第 2 項及び第 3 項に従い支給される月額報酬の支払いは、年間 2 回とし、9 月及び 3 月の定まった日（10日）とする。ただし、当該支給日が休日の場合はその前日に支払うものとする。

3 非常勤役員及び評議員にあつて前条第 4 項に規定する報酬の支払いは、出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支払方法)

第 6 条 報酬等は、その金額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、本人が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うこと

ができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

- 2 所定の交通機関の通勤定期券を利用して通勤する者は、3か月単位に通勤定期を購入し、その実費を請求するものとする。
- 3 前項の所定の交通機関の利用に際しては、通勤に便利なルートを選択し、利用区間は、自宅の最寄りの駅と本財団事務所の最寄りの駅間とする。
- 4 役付役員については、グリーン料金を支給することができる。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員が、その職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人高橋産業経済研究財団の設立の登記があった日（平成23年4月1日）から施行する。

改 定

1. 平成27年6月18日 第4条の条項3.5.6.7.8を条項3.4.5.6.7に訂正

別表第1 常勤役員の年額報酬

理事長	960万円～1,080万円
専務理事	840万円～960万円
常務理事	720万円～840万円
理事	600万円～720万円
監事	360万円～480万円

別表第2 非常勤役員の月額報酬

第3条第2号①の規定による非常勤役員に対する月額報酬は、理事長は4万円、他の役員は一人一律2万円とし、第6条第2項の源泉徴収をした後の金額を支払う。

別表第3 評議員の月額報酬

第3条第3号①の規定による評議員に対する月額報酬は、一人一律1万円とし、第6条第2項の源泉徴収をした後の金額を支払う。

別表第4 非常勤役員及び評議員の職務執行による報酬

- (1) 第2条第7号に規定する会議に出席した場合の報酬額は、一人一律2万円とし、第6条第2項の源泉徴収をした後の金額を支払う。
- (2) 第4条第5号の規定による職務を執行した場合の報酬額は、一人一律1時間1万円とし、第6条第2項の源泉徴収をした後の金額を支払う。ただし1時間を超えた場合、半日2万円、1日4万円を上限とし、代表理事がその都度判断して支払うものとする。